

○釧路市立学校設置条例

平成 1 7 年 1 0 月 1 1 日

釧路市条例第 2 4 3 号

(設置)

第 1 条 市は、学校教育法（昭和 2 2 年法律第 2 6 号）第 2 条第 1 項の規定に基づき、この条例により、釧路市立幼稚園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成 1 8 年法律第 7 7 号）第 2 条第 6 項に規定する認定こども園であるものを除く。）、小学校、中学校、義務教育学校及び高等学校（以下「市立学校」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第 2 条 市立学校の名称及び位置は、別表第 1 から別表第 5 までに掲げるとおりとする。

附 則

この条例は、平成 1 7 年 1 0 月 1 1 日から施行する。

附 則（平成 1 8 年 6 月 2 9 日条例第 4 5 号）

この条例中第 1 条の規定は平成 1 9 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 9 年 1 2 月 1 4 日条例第 8 1 号）

この条例は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 0 年 3 月 1 9 日条例第 2 5 号）

この条例は、平成 2 0 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 0 年 1 0 月 2 日条例第 4 8 号）

この条例は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 1 年 6 月 2 6 日条例第 3 3 号）

この条例は、平成 2 1 年 7 月 2 7 日から施行する。

附 則（平成 2 2 年 6 月 1 8 日条例第 3 0 号）

この条例は、平成 2 2 年 7 月 2 6 日から施行する。

附 則（平成 27 年 12 月 12 日条例第 46 号）

この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 12 月 21 日条例第 44 号）抄
（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 22 日条例第 24 号）
（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（釧路市附属機関に関する条例の一部改正）

- 2 釧路市附属機関に関する条例（平成 17 年釧路市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

（「次のよう」省略）

（釧路市基金条例の一部改正）

- 3 釧路市基金条例（平成 17 年釧路市条例第 74 号）の一部を次のように改正する。

（「次のよう」省略）

（釧路市災害遺児手当条例の一部改正）

- 4 釧路市災害遺児手当条例（平成 17 年釧路市条例第 105 号）の一部を次のように改正する。

（「次のよう」省略）

（釧路市の子どもたちに基礎学力の習得を保障するための教育の推進に関する条例の一部改正）

- 5 釧路市の子どもたちに基礎学力の習得を保障するための教育の推進に関する条例（平成 25 年釧路市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

（「次のよう」省略）

（釧路市語学指導外国青年招致に関する条例の一部改正）

- 6 釧路市語学指導外国青年招致に関する条例（平成 17 年釧路市条例第 242 号）の一部を次のように改正する。

（「次のよう」省略）

附 則（令和元年 6 月 2 8 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 1 2 月 1 4 日条例第 2 9 号）抄
（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 7 年 3 月 2 5 日条例第 2 0 号）

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

（1） 第 1 条の規定 令和 7 年 4 月 1 日

（2） 第 2 条の規定 令和 8 年 4 月 1 日

（3） 第 3 条の規定 教育委員会規則で定める日

別表第 1（第 2 条関係）

幼稚園

名 称	位 置
釧路市立マリモ幼稚園	釧路市阿寒町阿寒湖温泉 5 丁目 5 番 7 号

別表第 2（第 2 条関係）

小学校

名 称	位 置
釧路市立城山小学校	釧路市城山 1 丁目 1 4 番 3 5 号
同 湖畔小学校	同 武佐 2 丁目 2 7 番 1 6 号
同 桜が丘小学校	同 桜ヶ岡 2 丁目 4 番 2 2 号
同 鳥取小学校	同 鳥取北 3 丁目 1 3 番 2 4 号
同 共栄小学校	同 双葉町 4 番 1 7 号
同 朝陽小学校	同 桜ヶ岡 5 丁目 3 番 5 2 号
同 光陽小学校	同 光陽町 1 5 番 1 7 号
同 清明小学校	同 緑ヶ岡 4 丁目 8 番 7 号

同 新陽小学校	同 新富士町 4 丁目 6 番 8 号
同 山花小学校	同 山花 1 4 線 1 3 2 番地
同 爱国小学校	同 爱国西 1 丁目 2 5 番 3 号
同 鳥取西小学校	同 鳥取北 7 丁目 5 番 5 号
同 武佐小学校	同 武佐 4 丁目 3 番 4 2 号
同 美原小学校	同 美原 4 丁目 2 番 3 8 号
同 昭和小学校	同 昭和中央 3 丁目 1 2 番 2 号
同 興津小学校	同 興津 3 丁目 1 0 番 1 3 号
同 鶴野小学校	同 鶴野 5 8 番 5 1 5 7
同 芦野小学校	同 芦野 1 丁目 1 3 番 1 号
同 東雲小学校	同 白樺台 3 丁目 1 9 番 2 4 号
同 阿寒小学校	同 阿寒町富士見 1 丁目 1 7 番 1 号
同 中央小学校	同 寿 1 丁目 2 番 1 6 号
同 青葉小学校	同 新川町 3 番 7 号
同 釧路小学校	同 浦見 2 丁目 2 番 3 8 号

別表第 3 （第 2 条関係）

中学校

名称	位置
釧路市立北中学校	釧路市喜多町 1 番 2 3 号
同 春採中学校	同 春採 5 丁目 1 番 1 9 号
同 鳥取中学校	同 昭和町 2 丁目 5 番 5 3 号
同 共栄中学校	同 花園町 9 番 4 0 号
同 景雲中学校	同 東川町 1 6 番 1 号
同 山花中学校	同 山花 1 4 線 1 3 2 番地
同 桜が丘中学校	同 桜ヶ岡 6 丁目 2 7 番 1 2 号
同 美原中学校	同 美原 4 丁目 7 番 1 号
同 鳥取西中学校	同 鳥取北 9 丁目 7 番 1 号

同 幣舞中学校	同 春湖台 1 番 3 号
同 青陵中学校	同 緑ヶ岡 6 丁目 9 番 4 2 号
同 阿寒中学校	同 阿寒町北新町 2 丁目 4 番 1 号

別表第 4 （第 2 条関係）

義務教育学校

名称	位置
釧路市立阿寒湖義務教育学校	釧路市阿寒町阿寒湖温泉 6 丁目 4 番 1 号
同 大楽毛学園	同 大楽毛 1 丁目 1 0 番 1 号
同 音別義務教育学校	同 音別町中園 2 丁目 2 番地

別表第 5 （第 2 条関係）

高等学校

名称	位置
北海道釧路北陽高等学校	釧路市緑ヶ岡 1 丁目 1 1 番 8 号